



# 文京区分別収集計画



平成19年6月

文京区

# 文京区分別収集計画目次

1	計画策定の意義.....	1
2	基本的方向.....	2
3	計画期間.....	2
4	対象品目.....	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）.....	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）.....	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）.....	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）.....	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法.....	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）.....	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）.....	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）..	8

# 1 計画策定の意義

文京区では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に位置づけられる一般廃棄物処理基本計画として、「モノ・プラン文京」を策定し、本計画に基づき、ごみ減量やリサイクル事業を実施しています。

区民の廃棄物に対する意識も高まり、資源回収も着実に拡大され、本区の23区における資源リサイクル率は、トップレベルをキープしていますが、ペットボトルやプラスチックなど利便性の高い容器を多用するライフスタイルへの変化や集合住宅建設による人口増加と地域コミュニティの変化などにより、清掃事業のあり方にも大きな影響を及ぼすなど、社会経済状況に大きな変化がみられます。

また、現在東京都が埋立処分を行っている新海面処分場は、東京湾内最後の処分場であり、その延命化を図るため、ごみの減量が極めて重要となっています。そのため、国の中央環境審議会や東京都の廃棄物審議会においては、廃プラスチックのリサイクルや家庭ごみ有料化の推進などについて意見具申、答申されています。

文京区は可燃ごみの中間処理施設である清掃工場を持たず、他区に立地する施設に処理を依存せざるを得ないことを踏まえ、「モノ・プラン文京」の計画では、3Rの推進を図り「モノ配慮社会」を実現することを目指しており、そのためには排出抑制とともに、積極的に容器包装廃棄物の分別収集に取り組み、一層のリサイクルを推進することが求められています。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づいて、収集した容器包装廃棄物を安定的に引き渡し、再商品化することを目的として策定するものです。本計画を策定することにより、ごみ量を削減するとともに、日常生活や事業活動により排出される不用物「モノ」が、地球環境にとって望ましく流れる社会の形成を図るものです。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は次のとおりである。

- 生産・消費活動におけるモノ排出量を削減する。
  - ・全区民・全事業所に対する発生抑制への取り組み支援事業を展開する。
- リサイクル清掃行政において区民やNPOとの協働を推進する。
  - ・区内団体及び公募区民をメンバーとするリサイクル清掃審議会を中心に、一般廃棄物処理基本計画である「モノ・プラン文京」に掲げている具体的な施策にたいする意見等を集約しながら計画の進行状況のチェックを行う。
- 多様なライフスタイルやニーズに対応したサービスを拡充し、文京区の付加価値を向上させる。

## 3 計画期間

平成20年4月を始期とし、平成24年度を目標年度とする5ヵ年とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、次の容器包装を対象とする。

- 1 スチール製容器包装
- 2 アルミニウム製容器包装
- 3 無色ガラス製容器包装
- 4 茶色ガラス製容器包装
- 5 その他ガラス製容器包装
- 6 飲料用紙製容器（紙パック）
- 7 PETボトル
- 8 その他プラスチック製容器包装
- 9 段ボール

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

各年度における文京区での容器包装廃棄物の排出量見込みは次のとおりである。

(t)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
容器包装廃棄物	15,116	14,738	14,328	13,921	13,996

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、次の方策を実施する。

### (1) 排出者意識啓発計画

#### ① 区民を対象とした啓発活動

- マイバック推進運動やグリーンコンシューマー運動などの普及啓発
- 区報やホームページ等を活用した積極的な啓発活動の実施
- 環境教育の取り組み、児童を対象とした啓発の実施

#### ② 事業者を対象とした意識啓発

- モノ配慮社会形成に貢献する事業者の認定
- 再生品の積極的な利用の促進と評価
- 拡大生産者責任（EPR）に基づく取り組みの働きかけ

#### ③ 区民参加組織との連携事業

- 3R推進活動表彰制度の検討

### (2) 資源・ごみ排出管理計画

#### ① 資源・ごみ集積所管理事業

- 単身世帯に対する排出マナー指導の徹底

#### ② 集合住宅指導体制整備事業

- 集合住宅の管理会社を通じて、入居者、居住者へ資源・ごみの排出ルールを徹底する。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

処理施設の状況、再商品化計画等を総合的に考慮し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を次のように定める。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミ製の容器包装	缶
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょう油を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ (以下「白色トレイ」と表記)
	白色トレイ、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

## 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

各年度における分別収集対象品目の回収量見込みは次のとおりである。

(単位:t)

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
主としてスチール製の容器	366		361		356		350		356	
主としてアルミ製の容器	190		188		185		182		185	
無色のガラス製容器	(合計) 951		(合計) 932		(合計) 912		(合計) 892		(合計) 903	
	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量
	0	951	0	932	0	912	0	892	0	903
茶色のガラス製容器	(合計) 451		(合計) 442		(合計) 433		(合計) 423		(合計) 429	
	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量
	451	0	442	0	433	0	423	0	429	0
その他のガラス製容器	(合計) 543		(合計) 532		(合計) 520		(合計) 509		(合計) 515	
	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量
	543	0	532	0	520	0	509	0	515	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	17		17		23		22		22	
主としてダンボール製の容器	2,606		2,579		2,544		2,508		2,557	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 735		(合計) 747		(合計) 759		(合計) 770		(合計) 780	
	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量
	677	58	689	58	701	58	712	58	722	58
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 110		(合計) 111		(合計) 111		(合計) 111		(合計) 111	
	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量
	108	2	108	3	108	3	108	3	108	3
(うち白色トレイ)	(合計) 2		(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3	
	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量	引渡 量	独自処 理量

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(1) 特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについて

- 平成17年度の可燃ごみ、不燃ごみ、資源回収実績及び人口予測結果から今後5年間の排出量を予測
- 予測したごみ量に対してごみ組成割合を乗じ、品目ごとの排出量を算出
- 品目ごとの排出量に対して品目ごとの処理フローを乗じ、分別収集量を算出

(2) 人口予測について

人口は、東京都が実施した23区別の人口予測の結果（21年度、26年度）及び平成18年度の実績を用いて予測した。

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
195,961人	198,446人	200,654人	202,585人	204,240人

※ 外国人登録を含む



## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の収集は、区が実施する資源分別収集の他、区民団体が中心となって実施している集団回収、小売店店頭や公共施設で行われている拠点回収を併用して、効率的な回収に努めていく。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール アルミ	缶	区による資源分別収集 区民団体による集団回収	民間施設
びん	無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス	びん	区による資源分別収集 区民団体による集団回収	民間施設
紙	紙パック	紙パック	小売店店頭等での拠点回収 公共施設での拠点回収 区民団体による集団回収	民間施設
	段ボール	段ボール	区による資源分別収集 区民団体による集団回収	民間施設
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	区による資源分別収集 小売店店頭等での拠点回収 区民団体による集団回収	民間施設等
	その他プラスチック	プラスチック製容器包装	区による資源分別収集	民間施設
	白色トレイ	トレイ	公共施設での拠点回収	民間施設

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、民間企業が有する施設を活用して圧縮・保管を行う。  
資源化施設の整備について、調査・検討を行う。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)

- 区民等と協働して、清掃事業とリサイクル事業を効果的に推進していくため、区民、区内関係団体等構成員及び学識経験者からなる「リサイクル清掃審議会」において、「モノ・プラン文京」の計画に基づき今後の方向性や具体的な施策について検討を行い、実施していく。
- より広範な区民や事業者の参画を促すため、「モノ配慮友の会」とともに区民主導の事業を支援していく。
- 区民や事業者の自主的かつ積極的な取り組みを促すため、区は必要な支援を行っていく。